

知立市議会議長

永田起也 様

県道 298 号線上「山本学園情報文化専門学校高等課程 3 号館南西横断歩道」に
歩行者信号機設置を求める陳情書

【陳情趣旨】

上記横断歩道は現状、地域の交通安全上最も問題視されており歩行者信号機設置を要望します。上記横断歩道での事故について知立市安心安全課様から安城警察署へ照会して頂いたところ、この横断歩道では令和2年12月11日に高齢者の人身事故が起きております。また、令和3年5月27日（木）には知立中学校1年生生徒が自転車で登校中安全確認後、横断歩道を踏切（北）側から来た自動車と接触する交通事故も起きています。同事故では安全確認をしたものの、横断歩道間近まで車が渋滞しており踏切側からの車が死角となっていました。物損事故の件数について安城署は事故当事者にしか公開できないとの回答であったそうですが、相当数発生していると考えられます。

さて、信号機設置の基準を照らしあわせてみると必要条件の「車道の幅員確保」「歩行者の滞留場所の確保」「隣接する信号機との150メートル以上離れていること」は問題ないと考えられます。残りの「信号灯器を良好に視認できること」では南から北行きにかけてカーブになっているため、「信号予告灯の設置」で解消できます。そのため、残りの必要条件である「主道路の自動車等往復交通量が最大となる1時間に300台以上であること」については調査の必要があり交通量調査を要望します。

また、信号機設置の択一条件では「小中学校の児童や高齢者の交通安全を特に確保する必要があること」に知立中学校の生徒の登下校や弘法山遍照院の縁日が該当してくる考えられます。さらに、「歩行者の需要が多いと認められ、かつ道路の自動車交通量が多いため、歩行者が容易に横断できず、直近に立体横断施設がないこと」では、毎朝何百名もの小中高生や社会人の方の利用を鑑みると該当すると考えられるため、横断者の人数調査も要望します。

上記、横断歩道の信号機設置について管内の安城警察署交通課交通係様に問い合わせしてみたところ、北側に名鉄三河線の踏切があり、信号機設置をすれば渋滞が踏切までかかってしまうとのことでした。現状、通勤通学時に渋滞の車の列は踏切を十分に越えていることを説明させて頂いたところ、警察としては北行きの交通量は認められるものの、南行きに関してはそこまでの交通量は認めておらず、渋滞が踏切を越えることはないとの回答でした。また、「信号機設置は道路高架事業が進み三河線の線路の撤去が終わってからの検討でも良いのではないですか」とのことでしたが、現状多くの方が危険にさらされている横断歩道の放置を見逃すことはできません。また、日々白バイ隊員が横断歩道不停止の交通違反を取り締まっていることから警察署も危険を認識していると考えられます。

結びに、信号機設置については地域住民のみなさんとの合意形成とのことから新地区長様をはじめ地域の皆様と交流を重ねてまいりました。その中で信号機設置は多くの方の願いであると感じました。自動車側にとっても円滑な通行に有効な手段であると考え、下記の項目を要望します。

さらには、下記2および3の項目の実現を求める意見書を安城警察署に提出していただくよう要望します。

【陳情項目】

- 1 知立市による、上記主道路の自動車等往復交通量調査（7：00～9：00・16：00～19：00）と横断者の人数調査
- 2 上記横断歩道に歩行者信号機を設置
- 3 上記横断歩道南愛知屋総本店前横断歩道付近に信号予告灯の設置

以上

県道２９８号線上「山本学園情報文化専門学校高等課程３号館南西横断歩道」に歩行者信号機設置を求める意見書（案）

県道２９８号線上「山本学園情報文化専門学校高等課程３号館南西横断歩道」は、地域の交通安全上、非常に問題視されている横断歩道である。

当該横断歩道では、令和２年１２月１１日に高齢者の人身事故が起きている。また、令和３年５月２７日には知立中学校１年生の生徒が自転車で登校中、安全確認後、当該横断歩道を渡る際、踏切（北）側から来た自動車と接触する交通事故も起きている。同事故の原因は安全確認をしたものの、横断歩道間近まで車が渋滞しており踏切側からの車が死角となっていたことである。

このような現状から、その解決策として当該横断歩道への歩行者信号機の設置が必要である。

ここで、当該横断歩道が信号機の設置が可能な場所かどうか、信号機設置の指針に照らし合わせてみると、信号機の設置のための必要条件の「自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること」「歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること」「主道路の自動車等往復交通量が最大となる１時間の自動車等往復交通量が３００台以上であること」「隣接する信号機との距離が１５０メートル以上離れていること」は、調査が必要であるものの該当すると考えられる。残りの「信号灯器を良好に視認できること」については、当該横断歩道付近は南から北行きにかけてカーブになっているため該当しないが、「信号予告灯の設置」で解消できる。

加えて、信号機の設置のための択一条件では、「小中学校の児童や高齢者の交通安全を特に確保する必要があること」は、知立中学校の生徒の登下校や弘法山遍照院の縁日が該当してくると考えられる。さらに、「歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ、道路の自動車交通量が多いため、歩行者が容易に横断できず、直近に立体横断施設がないこと」についても、毎朝何百名もの小中高生や社会人が横断することに鑑みると該当すると考えられる。

よって、当該横断歩道は、信号予告灯が設置できれば、信号機の設置が可能な場所と考えられる。

また、当該横断歩道への信号機設置は近隣住民の願いであり、歩行者信号機設置は歩行者と自動車の通行の分離により自動車側にとっても円滑な通行に有効な手段であると考え、下記の項目を要望する。

記

1. 当該横断歩道に歩行者信号機を設置すること。
2. 当該横断歩道南愛知屋総本店前横断歩道付近に信号予告灯を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日

知 立 市 議 会

提出先

安城警察署長